

## 令和7年度 結城市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金について

### 1 概要

今年度中（令和7年6月2日以降に着手、令和7年2月27日までに完了）に、蓄電システムを設置する市民に対して、補助金を交付します。

### 2 補助対象設備

令和6年度または令和7年度に、国が実施する補助事業において補助対象設備として登録されている蓄電システムで、次の機能を備えているもの。

- ① 電力を繰り返し蓄えられ、電力需要ピーク時に電気を活用できること
- ② 設備が太陽光発電設備と接続されており、停電時等に活用できること
- ③ 蓄電池から供給される電力が、当該居住にて使用されること
- ④ 当該年度又は前年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託業者により登録されているものであること

### 3 補助額

蓄電システム1設備あたり 50,000 円

### 4 申請期間

令和7年6月2日（月）から12月26日（金）まで

### 5 交付要件（下記のすべてを満たす必要があります）

- ① 自宅に設置（新築・建売可）を行い、設置する場所に申請者が住所を有すること
- ② 自ら居住、若しくは居住を予定している住宅に未使用の蓄電システムを設置すること
- ③ 市税等に未納がないこと（共有などの場合は、全員に未納がないこと）
- ④ 共有などの場合は、すべての所有者らから同意が得られていること
- ⑤ 同一世帯で過去に茨城県及び市から同様の補助金を受けていないこと
- ⑥ 本人または同一所在地に居住するものが「いばらきエコチャレンジ」に登録していること

### 6 交付申請

下記の書類を生活環境課窓口へ提出してください。不足がある場合は、受付できませんので、ご注意ください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 設備設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ③ 設備の経費の内訳が分かる見積書の写し
- ④ 設備の技術仕様が確認できる書類の写し（カタログ等）

- ⑤ 設備に太陽光発電設備が接続されることを確認できる書類の写し（結線図等）
- ⑥ 補助対象設備の設置予定箇所の位置図
- ⑦ 設置工事着工前の現況写真
- ⑧ 市税等を滞納していないことが証明できる書類（市外在住の方のみ）
- ⑨ 住民票の写し（補助金の交付申請時において、対象住宅に居住していない者を除く。）
- ⑩ 設備を設置する住宅が自己の所有に属しない場合または他の者との共有に属する場合は、当該住宅の所有者または全ての共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- ⑪ 債権者登録申請書

## 7 実績報告方法

補助事業完了後（決定通知時点で補助事業を完了していた場合は、通知日から）30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、下記の書類を生活環境課へ提出してください。

- ① 実績報告書（様式第8号）
- ② 設備設置に係る領収書及び内訳書の写し
- ③ 設備の保証書の写し
- ④ 設備の設置状況が確認できる写真
- ⑤ 「いばらきエコチャレンジ」に登録していることが確認できる書類の写し
- ⑥ 住民票の写し（申請の際に補助対象設備を設置する当該地に住所を有しなかった場合）

～申請の流れ～

補助金交付申請

↓ 補助金交付申請書（上記6）を生活環境課へ提出

【市】補助金交付決定

↓ 補助金交付決定通知の発送

実績報告

↓ 実績報告書一式（上記7）を期間内に、生活環境課へ提出

【市】補助金の確定

↓ 検査後、補助金交付額確定通知書の発送

【市】補助金の交付

補助金の振込